

平成27年度

まちづくり懇談会実施結果報告書

(西地区)

宇都宮市総合政策部広報広聴課

<p>平成27年度 第4回 まちづくり懇談会《西地区》実施結果報告書</p>
--

この実施結果報告書は、まちづくり懇談会《西地区》における発言の要旨をまとめたものです。

- 1 開催日時 平成27年8月6日（木）午後6時30分～午後8時
- 2 開催場所 西地域コミュニティセンター
- 3 参加者数 55人（市出席者除く）
- 4 市出席者 市長，総合政策部長，広報官，地域まちづくり担当参事，中央市民活動センター所長，都市基盤保全センター所長，広報広聴課長

5 懇談内容

(1) 地域代表あいさつ

西地区まちづくり推進委員会会長

(2) 市長あいさつ

(3) 地域代表意見

No.	テ ー マ	所管課
1	東武宇都宮駅東側一帯の活性化について	地域政策室 生活安心課
2	西小学校校庭の使われ方について	学校管理課

(4) 総合計画の6つの柱に基づく意見交換

テ ー マ		
市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために		
(1) 高齢期の生活を充実する		
(2) 日常生活の安心感を高める		
No.	意 見	所 管 課
1	高校生の自転車の乗り方について	生活安心課

2	駐輪場について	道路建設課
3	市役所周辺のバリアフリー化について	道路保全課

(5) 自由討議

No.	要 望	所 管 課
1	自転車運転の交通マナーについて	生活安心課
2	西小学校校庭の使い方について	学校管理課
3	四条町南部を含む空き家、空き地対策について	生活安心課
4	野口久光展について	文化課
5	一条郵便局の裏通りの交通安全について	道路保全課 生活安心課
6	アーケード構想について	都市計画課
7	禁煙地域の設定について	健康増進課

(6) 市長謝辞

■地域代表意見 1 (要旨)

テーマ	東武宇都宮駅東側一帯の活性化について
------------	---------------------------

東武の東口は昭和40年代、通称松が峰と呼ばれており北関東一と呼ばれるほどの歓楽街であった。しかし、現在は当時の面影はない。現在は空き店舗や廃屋が多く、そしてその近隣は民間の時間貸しの駐車場となっている。

当時設置した洒落た街灯も朽ち果て、あるいは錆びつき、器具も故障したまま、あるいは撤去されたため、夜間は暗く防犯上に問題がある。

例えば、東武宇都宮駅のガード寄りの所に市営の駐輪場があるが、多くの学生等が電車を利用する場合に駐輪しているが、駅から駐輪場までの道路には街灯がない。窓明かりを利用し、細々と歩いているのが現状である。このような現状を打破し、新たに防犯灯を設置したいが、宮園町自治会は小規模なため、市の補助金だけでは対応はできない。教会側の通りはLEDに変わりつつあるため、それなりの明るさは保っている。

駐車場だけではなく、宇都宮市を代表する国の登録有形文化財である松が峰教会があり、付属の幼稚園もある。松が峰教会は宇都宮市の美観地区の一つでもあり、本日も観光バスが停まっており何人かの方が写真を撮っていた。このようなことから考えると、50万中核都市、宇都宮市の一つの顔として、往年の繁華街がスラム化するというようなことがあってはいけないと思う。安全・安心のまちづくりの一環として、あか抜けた防犯灯などを設置し、美観地区として生まれ変わる、このようなことが必要なのではないかと考えている。空き店舗、空き家対策を集約化し、計画性をもって東武東口のミニ再開発が必要なのではないかと考えている。

また、散在している駐輪場を整備し、安心かつ便利に買い物が出来る様にすれば、色々な面で街の中の活性化も図られていくと思う。これらも含め、更なる支援をお願いしたい。

回答	所管課：地域政策室、生活安心課
-----------	------------------------

【市長】

私も市長になる以前、中心市街地活性化のために仕事をさせていただいた。市長になっても、中心市街地に元気がなかったら宇都宮は発展することはないと言う考え方は今でも同じである。

市では、「第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画」を作成し、この計画に基づき地域の防犯灯などの設置支援など、安全で快適な中心市街地づくりの推進、また、空き店舗に対する補助・支援制度など商店街の活性化のために取り組んでいる。

東武宇都宮駅周辺についてであるが、東武デパートの耐震工事は全て終わっており、次の課題は建て替えの問題になると思う。市として、東武鉄道、東武百貨店に対して全面協力をさせていただく。そして、東武百貨店や東武鉄道がこれからも宇都宮市において活動してもらえるような地盤を作っていきたいと考えているので、皆様のお力

もいただきたいと思う。

防犯灯については、省電力、高照度のLED防犯灯も商品化されており、これまでも高照度化を含め、防犯灯のLED化を促進するため、補助金の上乗せ制度を実施している。また今年度から、LED防犯灯への交換に限り、これまで市が自治会等に支払っていた補助金を、直接、工事業者に支払うことにより、自治会の一時支払いがなくなる、自治会を一切通さないでLEDが設置できるという制度を導入した。既存の防犯灯からLED防犯灯へ交換、また防犯灯の必要な箇所等についてご意見をいただき、協議をしながら進めていきたいと思う。

空き家対策については、これまでも所有者による管理を基本として、市の条例に基づいた指導や所有者の責務等に関して、ホームページや広報紙、条例周知用チラシの配布などにより市民や所有者に対して、管理意識の向上を図ってきたところである。そのような中、国も「地方だけにまかせることはできない」と法律を作り、本年5月に「空き家等対策特別措置法」が施行された。周囲へ迷惑や危険を及ぼす空き家の所有者に対する指導や命令等の措置が規定されるとともに、命令に違反した場合には50万円以下の過料が科されるなど、対策が強化されたところである。この法における「特定空家等」と認められる空き家については、法の定めるところに従い、所有者への適正管理の指導を徹底するとともに、空き家を地域の貴重な資源として捉え、地域、事業者、行政が一体となって有効活用を図るなど、安全で安心な魅力ある地域社会の実現に向け、総合的な空き家等対策にこれからも取り組んでいく。

また、この空き家対策は地域の皆様の力も必要である。周囲へ迷惑や危険を及ぼす空き家などを発見した場合は、市へ連絡していただき、連絡をいただいた場合は、市は所有者を探し、その所有者に対し指導していきたいと思う。市の条例により緊急でやむを得ない場合は、所有者に承認を求める前に行政が最低限度の危険回避措置を強制的に行うことができる規定もあるので、連絡していただければ、行政として対応していきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

■地域代表意見2（要旨）

テーマ	西小学校校庭の使い方について
-----	----------------

新しい体育館の建て替えのために、今年の西地区と西小学校の合同運動会是一条中の校庭を借りた。また、親睦を深めるための地域の球技大会、PTA球技大会は昨年からは開催ができない状態である。西小学校の児童も、狭い校庭で一生懸命活動しており、新しい体育館と校庭を待ちわびていることだと思う。しかし、近年、西小学校の校庭は、宇都宮市のイベント等の開催時に、駐車場として使用されることが非常に多くなったように思う。そのため、児童がのびのびと遊んだり、運動をすることができなくなっている。西小学校の児童はもちろん、スポーツ少年団、地域の団体の活動の場として、校庭の駐車場の使い方について検討していただききたい。校庭に車が出

入りすると、その影響で校庭は荒れ、凸凹ができ、土が押し固められ、ますます水はけが悪くなり、水たまりができ運動するにも支障が出る。校庭が固くなり、走ることが出来なくなる。本来、学校の校庭は児童の体力増強のため優先的に使われる場所ではないか。子供達のため、皆さんのため、イベント開催時の駐車場は、整備された別の駐車場を使う事を考えていただきたい。今後も駐車場として使うのであれば、1年に一回は宇都宮市で校庭のメンテナンスをしていただき、皆さんに喜んで運動してもらえる校庭として維持していきたい。来年の西地区大運動会は、きれいに整備された校庭で、児童と地域の方々が楽しく競技に参加できればと思う。よろしく願いたい。

回 答	所管課：学校管理課
------------	------------------

【市長】

小学校68校、中学校25校、公立93校の小中学校があるが、なるべく地域の方々に学校を利用していただく開かれた学校づくりを目指している。

西小学校においても「ミヤ・ストリートギグ」等の市が関連するイベントで駐車場として活用させていただいているが、子ども達の教育優先であるので、使用する場合は校長先生に許可をいただき、決してかぶらないように調整しながら使用している。そして使用する方に対しても、「車両の出入りによる轍ができないよう校庭に影響が出ないように使う事」、「駐車エリアを限定すること」、「どこでも駐車してもいいと言う事ではなく、なるべく水はけ等に影響がない様などころ」、「子供たちの通行に妨げにならない様などころ」、そのような使い方を行うよう指導するとともに、使用後についてはなるべく「原状復帰すること」をお願いし使用していただいている。今後も、この点について十分注意をして使用するよう指導していく。

体育館については、大変ご迷惑をおかけしているが、12月の上旬には工事完了となる。その後、速やかに校庭を整地するので、水はけが悪いなど気がついた点があれば連絡いただきたい。

■総合計画の6つの柱に基づく意見交換（要旨）

テーマ	市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために (1) 高齢期の生活を充実する (2) 日常生活の安心感を高める
------------	---

総合計画とは、宇都宮市のまちづくりの最も基本となるもので、宇都宮全市民の5年後の市民の幸せ、100年後の本市の繁栄に向けた道筋を示したもので、いわば船で言う羅針盤の様なものである。この計画に基づいて、今後、様々な施策、事業を推進していくことになる。

「高齢期の生活を充実する」についてであるが、宇都宮市の状況は、少子・超高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし世帯や、認知症等の介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるなど、地域におけるケア体制の充実が求められるとともに、豊富な経験、知識、技術を持った元気な高齢者が、まちづくりの担い手として活躍することが期待されている。つまり、いつまでも支える側にいていただく事が重要となる。高齢者が介護を必要とせず、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防の充実を図るとともに、元気な高齢者が地域の中で活躍できる仕組みづくりが重要となる。西地区においては、桜・戸祭・昭和地区と合同で健康づくり推進員を中心に、毎月「健康づくり体操」などの健康づくり活動を実施しており、昨年度には「桜・戸祭・昭和・西地区ウォーキングマップ」を策定するなど、健康づくりに資する取組を実施していただいている。また、地区内にある「包括支援センターさくら西」においては、介護予防教室、はつらつ教室を毎月開催しており、介護予防に関する知識の普及、啓発や認知症予防のための頭と体を使った体操などを実施しているので、健康づくりの一環として活用していただければと思う。高齢期の生活を充実させるためには、高齢者の方が、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた場所で安心して生活できることが重要であることから、「高齢者が自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域の中で、健康で生きがいを持ち、また、介護が必要になっても尊厳を保持しながら、安心して自立した生活を送っています。」を5年間での望ましい姿として目標に設定した。この目標達成に向けた主な事業は、高齢者の社会参画の推進、認知症高齢者等対策の充実、また介護保険事業の充実などである。

高齢者の社会参画の推進にかかる事業として、平成26年度から「高齢者等地域活動支援ポイント事業」に取り組んでいる。市社会福祉協議会ボランティアセンターに団体・グループとして登録する必要があるが、団体が取り組む清掃ボランティアなどの地域貢献活動や介護予防自主グループの活動に参加した場合、1回につき1ポイントが付与される。貯めたポイント数に応じて介護保険料の納付や、市の施設利用券、またバスカード等への交換、ボランティア団体への寄付に利用できるものである。平成27年5月末時点で358の団体・グループが事業に参加しており、延べ約8,000人以上の方が登録している。今年度からポイント交換が始まったが、5月末時点で580件のポイント交換が実施されている。そのうち352件がボランティア団体への寄付として利用され、159件が図書カードへの交換として利用されているなど、事業を利用している方から大変好評を得ている。主な施策指標であるが、高齢者がボランティア活動へ参加している割合の増加などを目標として設定した。

「日常生活の安心感を高める」についてであるが、宇都宮市市内での交通事故発生件数は年々減少傾向にあるが、依然としてマナーの低下等に起因する交通事故は後を絶たない状態である。また近年では、空き家や空き地が適正に管理されずに生活環境を害する問題や、オレオレ詐欺や還付金等詐欺などをはじめとする、特殊詐欺被害が増加しているなど、市民の皆様の安全安心な日常生活を脅かす状況である。本市においても、平成26年7月から「宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」が施行された。緊急時な

どのやむを得ない場合に限り、市が危険箇所を修繕、除却するなど危険を回避することが出来るようになった。また、本年2月に「第3次宇都宮市防犯対策推進計画」を策定し、特に「空き家・空き地の所有者等に対する適正管理の徹底」、「特殊詐欺対策の強化」、「様々な主体の連携による防犯活動の促進」の3点について重点的に取り組みを進める事としており、安全・安心なまちづくりを推進している。西地区においても児童が登下校する際の立哨や地域内パトロールが行われており、今後ともご協力をお願いしたいと思う。安全で安心な地域社会を築いていくため、地域ぐるみの活動を進めるとともに市民、事業者、行政の連携を強めて、日常生活の安心感を高めることが重要であることから、「地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。」を5年間での望ましい姿として目標に設定した。目標達成に向けた主な事業は、地域の防犯環境整備の推進ということで、空き家等対策の推進、地理情報システムGISの活用による空き家等の情報管理を実施する。また、防犯カメラ設置等への助成も始めた。小学校・中学校には本年度、防犯カメラを設置することとした。投石等による窓ガラスの破損など、後を絶たないような状況でいつも泣き寝入りしている状態が続いている。このようなことから、未然に犯罪を防ぐ対策、または、もし起きてしまった場合には犯人が分かるよう、防犯カメラを設置することとした。また、地域でも活用できるように、新たに地域が購入する場合3分の2まで補助する制度、そして、維持費については市が全額を負担する制度を新たに設置した。また交通安全教育の推進等も目標に向けた主な事業として推進していく。主な施策指標は、「市内における人口千人あたりの刑法犯認知件数」「交通事故発生件数」などを目標として設定した。

発言 1 高校生の自転車の乗り方について

高校生の自転車の乗り方が悪く、スピードを出して走っている。今のところ事故は無いようだが、いつ事故が起こるかわからない。事故を起こさないために学校の協力をお願いしたい。

回答 所管課：生活安心課

【市長】

自転車のまちと言われるようになり、またジャパンカップ・サイクルロードレース等を毎年開催しているので、市外からも多くの自転車利用者が、スポーツバイク等で宇都宮市を走るような光景が多く見られるようになった。

宇都宮市は比較的平らな街で、公共交通が脆弱であると言う事もあり、自転車利用が進んでいると思う。また最近では、経済的理由によって景気があまり良くないと言う事もあり、駐車料金を払わずに済む、バス代もかからないと言うことで、高校生の自転車通学のほかにサラリーマンの自転車通勤も増えてきた。その中で、最近特に言われるのが、高校生の自転車のマナーの悪さである。オリオン通り等については、高校の先生方にも出ていただき、自分の高校の生徒に対して直接指導していただいたり、また、商店街の方々にも参加をしていただき、指導していただいている。しかしなが

ら、指導を行っているところは良くなるが、誰も見ていない所では、やはり歩道を走ってみたり、あるいは逆走してみたり、または小学生の通学の道の中に割り込むなど、色々なところから頻繁に苦情が寄せられている。学校や警察と連携を図り、宇都宮市としても中心となって、この問題を解決に向けて進めていきたいと思う。

発言 2 駐輪場について

東武百貨店西側 119 号の所は駐輪禁止であり、注意を促す看板もあるが、自転車が沢山置いてある。東武駅東側など少し広い所に自転車を置けるようにすれば、駐輪禁止の場所に自転車を置かなくなると思うが、検討していただきたい。

回答 所管課：道路建設課

【市長】

駐輪してはいけない所には置きにくい環境を作ることも必要だと思うが、その前にまず、十分に駐輪ができる状況も作らねばならない。まずは駐輪場の整備を行政として推進をしていくとともに、教育やマナーの向上を図り、それと併せて置きにくい環境を作るなど、事業者や警察とともに進めていきたいと思う。

発言 3 市役所周辺のバリアフリー化について

家内が車いすで生活をしており、市役所の障がい福祉課などに何う場合にも、車いすを押して家内を連れていくが、危険な場所があるので、市役所の周りのバリアフリーについても一度チェックしていただき、障がい者の方も安心して通行できるように御配慮いただければ大変ありがたい。

回答 所管課：道路保全課

【市長】

整備にあたっては障害福祉法に従って、バリアフリー化を進めているが、整備した後、劣化等により例えばスロープ等が削れていたり、あるいは視覚障がい者のため点字ブロック等がはがれていたりすることもあると思うので、点検をもう一度させていただくとともに、点検後に工事を行う場合は一方的には行わず、障がい者の方のご意見を伺いながら工事を進めたいと思う。もしよろしければ具体的にご指摘していただく場所があれば聞かせていただきたい。

■自由討議（要旨）

発言 1 自転車運転の交通マナーについて

6月より自転車道路交通法が一部改正され、自転車に乗っている方のマナーに対し14項目くらいチェックされるそうである。宇都宮市は「自転車のまち」という事でPRしており、「走れば愉快だ宇都宮」と言っているが、自転車はきちんと乗っていれば楽しいが、一つ間違えれば凶器である。オートバイと同じ乗り物なので、事故を起こして「私は自転車だ」は通用しない。重い罰則が科せられると思うが、高校生の自転車のマナーが非常に悪い。「自転車のまち」をPRするのは良いが、マナー違反が多く見られる。特に、歩道で徐行しない、並列走行、イヤホンを付けながらの運転、特に高校生が目立つ。学校、警察に指導をお願いし、市と地域が協力をしてマナー向上につながるような取り組みを行うなど、安心安全な「自転車のまち」と誇れる市民一体の運動につなげていただきたい。

回答 所管課：生活安心課

【市長】

高校生のマナーについては、西地区の皆様方にオリオン通りでの街頭指導等にご協力をいただき感謝している。

高校生の交通安全対策については、本市では、自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上を図るため、毎年、「宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室」や、スタントマンが並進や傘差し運転等の危険性を実演する「スケアードストレイト方式による交通安全教室」を実施しており、特に高校生によく見受けられる、携帯電話やスマートフォンを使いながらの自転車運転がどれだけ危険であるのか、実際スタントマンに車に衝突するなどの実演をしていただき、どのような衝撃があるのか生で見ってもらうような取り組みも行っている。高校は私立も含め市内で8校予定し、5校で「スケアードストレイト方式の教室」を実施した。残り3校についても順次行って行きたいと思うし、これからも繰り返し行って行かなければならないと思う。学校、警察そして宇都宮市が一体となった安全運動の取組みを行うとともに、高校に直接お願いをして、教育をしていただけるよう進めていきたいと思う。この状況は一刻も早く改善しなければならないので、高校にまかせるだけではなく、市が責任を持って中心的な役割を担って進めていきたいと思う

発言 2 西小学校校庭の使い方について

先程の地域代表意見の中で、「体育館の工事が終わった後は整地をする」という事で大変ありがたいと思うのだが、今後、駐車場として使用する場合には「使う方にわたちができないように指導する」と言っていたが、車で乗りつけた場合には実際、なかなか難しいと思う。整地した後、また今後も校長先生が「使ってもよい」という事で

あれば、小学校の校庭は開放するという考えなのか、お聞きしたい。

また、ユニオン通りでは現在電線地中化を行っており、非常に酷い状態になっていて迷惑を掛けているが、2、3年後には綺麗な通りになると思うので、ご協力をお願いしたい。

回 答	所管課：学校管理課
------------	------------------

【市長】

今後の校庭の使用については、学校の校長先生や現場の話も聞かなければならないが、市としては、小学校、中学校は地元開放するという事で、例えばPTAが学校に集まる時には開放している。

私もPTA会長時代に、一度小学校の校庭を整地した際に、「もう入れない方がいいのではないか」と言う事で意向調査を行ったが、結局、車で来る方がいるという事で実現しなかった。色々な意見が有ると思うので、校長先生も含めた意見を聞きながら決めていきたいと思うが、今の所は開放するという事が原則となっている。

また、電線地中化については、大変地元の方々からも長い事要望いただき、様々な課題をクリアして現状までになった。もう少しで完成を思うが、今が産みの苦しみの時期ではないかと思うが、地中に電線等が入って綺麗な街並みになると思うし、利用もしやすくなるので、少しの間我慢をして協力していただければと思うので、改めて私からもお願いしたい。

発 言 3	四条町南部を含む空き家、空き地対策について
--------------	------------------------------

近年、適切に管理されていない空き家等があり、倒壊の心配、あるいは景観を損なっている。空き家の敷地には雑草が生い茂っていて、衛生上よくないというような事が見受けられる。地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、地域住民の生命身体のために生活環境保全の何らかの対策が必要となる。昨年7月に「宇都宮市空き家等に関する条例」が制定され、対策に取り組んでいる様だが、時を同じくして、自治会連合会の方でもこの西地区の状態がどのようなものか、危険管理不全空き家等を調査している。この調査の結果、四条町南部自治会の中でも、やはり十数件ほど問題かなという所があった。この調査の時点では所有者、あるいは管理者が不明な所があり、市の検討も難しいのかと思うのだが、行政の判断という事で、指導対象者調査中というのが6件、既に指導しているのが3件あり嬉しく思っている。一方、国においては、平成26年11月に「空き家対策等に対する措置法」を策定し、本年の2月から施行されている。その中で当方の注目した規定に「特定空き家等に対する措置」と特定空き家等に対しては、「除去・修繕・立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能になったこと。」「要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能になったこと。」という規定がなされている。これらを受けて、市としては各地域に存在する空き家、空き地対策をいかに進めようとしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

回 答	所管課：生活安心課
------------	------------------

【市長】

空き家、空き地については全国的に大きな問題となっており、宇都宮市民の皆様も空き家条例を宇都宮市が施行してからは、相当な関心事と見受けられる様になった。市民の皆さんからいただいた事案については、既に349件あり、そこで所有者等が判明したものが215件あった。それに対し、条例を適用して適正管理の指導を行った所であるが、215件中132件の改善等が見受けられた。それ以外については、まだ所有者と連絡が取れない、あるいは連絡が取れてもなかなか指導に従ってもらえないという様な状況である。西地区についても、昨年度、自治会から寄せられた20件のうち、ご意見にもあったが管理不全な空き家と認めた14件について所有者を調査している。所有者が特定できた3件については、指導を繰り返し行っているが、今後も改善が見られない場合は勧告や命令など段階的に対応していきたいと思う。法律では50万円の過料を払うという事になっているが、強制代執行などについては、本当に時間がかかる。所有者の権利を大切にしているのだと思うが、空き家は個人財産と言う観点から、時間をかけないと最終的な段階まで行けない様になっているのが、今の法律の現状である。所有者に対して指導、勧告、命令等の措置を行う事が、順序だてて決められているが、今回、新しい法律改正の中で勧告をした場合、地方税に基づいて敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外をする事ができると言うことになっている。こういった事が裁判抑止策、協力をしていただける事に繋がっていくのではないかと思う。いずれにしても、事を起こさないと時間が掛かる問題であるので、何もしないですといつになっても解決しない。しかし、緊急的な事案で、所有者や相続人が誰もいないと確認できた場合には、行政が最低限度の危険回避措置を実行できるという事になったので、情報をいただき速やかに対応していきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

発 言 4	野口久光展について
--------------	------------------

野口久光展が平成26年10月7日から12月7日まで、京都の文化博物館で開催された。この野口久光と言う方は、宇都宮出身のジャズ評論家である。野口先生は明治42年8月9日四条町生まれで、大正5年に宇都宮市尋常小学校に入学とあるが、尋常小学校という事は西小出身であろうと思う。我々の先輩ではないかと。そのような方が、京都の博物館で2か月も企画展が開催されるという立派な方なので、ぜひ宇都宮でも野口先生の企画展を開催していただきたい。

回 答	所管課：文化課
------------	----------------

【市長】

宇都宮美術館の事業になると思うが、宇都宮美術館は市教育委員会の文化課を通して、予算の中でできるようアドバイスをさせていただきたいと思う。

発 言 5	一条郵便局の裏通りの交通安全について
--------------	---------------------------

一条郵便局の裏通り、あの辺は江戸時代そのままの町割りとなっている。一条中学校南側道路から西へ足利銀行に向かった所に信号がある。それからもみじ通りから東へ東京街道に出る所に信号がある。その二つの信号を避けるため、一条郵便局から車が出入りするので、特に小学校の通学時間が非常に危険である。江戸時代のままの道のため道幅は狭く、戦争を予期し卍の形に入り組んでおり、真っ直ぐでは無い。そのため自動車の幅に注意しないで曲がると危険である。東武交番に色々相談し、一度警察の方も視察したようだが、警察だけではどうにもならないと思うので、その辺の実情を組んでいただき、安全のために何か手を打っていただければ有りがたいと思う。

回 答	所管課：道路保全課，生活安心課
------------	------------------------

【市長】

一条中学校前の信号ともみじ通りから東京街道へ出る信号、その中間の所が丁度左折しやすい、出やすいと言う事もあり、ご指摘の通り車の通行率が高いのかなと思う。今まで、車がある程度入れないように、例えば通学時間帯においては、進入禁止にする対応などを行っている地区がある。また、歩道あるいはガードレールの設置などについては、県警の方でそれだけのスペースを考慮し可能だと言う事になれば、これらも設置されるかと思う。路面標示の「通学路注意」などは市の判断でいつでもできるが、それ以外については警察などと協議し、通学時間帯などの規制に関しては、地元の方々がまとまっていたいただければ、警察の方で対応できる事になる。一度場所をご指摘いただき、現場を確認させていただきたい。

発 言 6	アーケード構想について
--------------	--------------------

何年か前まで池上町にアーケードがあった。栃の葉国体がきっかけで、我々も設立にあたり全国相当の都市のアーケードを見てきた。その時の増山市長に後押しをしていただき、東武デパートから出たところの東武一番通りにもアーケードがあったが、「この2つのアーケードを人が連続して通る様にしよう。そうすれば倍の商店街ができる」というアイディアまでいただいた。我々はアーケードを20年近く使ったが、やはり老朽化により危険であるため撤去するべきということになった。

その撤去に関して我々も非常に勉強した。これから宇都宮の顔としてどのような形にしていったら良いか、東京からもコンサルタントをお呼びし、色々な意見もいただ

いた。街路樹やその他の事も考え、非常に良い所までまとまっていた。

いざ撤去という事になり、私達が非常に困った事は、我々が考えだしたアーケードが無くなった後、これまでのまちづくりが全部ゼロになってしまった。県道であると言う事で、市として何も口が出せなかった事が非常に残念である。私達のまちも何か飾ろうと思っても、道路には何も置いてはいけないなど、県道であるために大きな壁がある。

宇都宮で一番大事な通りである、駅から真直ぐなメインストリートに「大谷石」を使って灯籠でもなんでも特徴を出そう、そういう事を考えていたが、今あるのは県が設置した街路灯であり非常に味気ない。県と市の狭間が大きい様な気がする。宇都宮のまち、我々としては宇都宮の顔である。県のために何もできない、これは非常に恐ろしい事だと思う。我々として要望したい事は、我々のまちの道であると言う事を、何とか県の方と話し合いをしていただきたいと思う。

回 答	所管課： 都市計画課
------------	-------------------

【市長】

どこの市町村も県と事業が重複することが多々あるが、宇都宮市は中核市なので、県がやらずとも市独自でできる事もあるが、大通りについては県の所管のため、アーケードの撤去について県から詳しく話しを聞いている。また、地元の皆さんと話し合っていて決めて行くという事で、協議をしながら進めていったという報告も受けている。要望については、県に伝えたいと思うが、市としてはワンマイルという事でJR宇都宮から大通りにかけて、ファサード整備、例えば大谷石の利用に対しての補助金を設置し、店舗の外壁あるいは玄関周りなどに使える様な補助金も出しているので、全部が全部、県の管轄で市が口出せないと言う事ではない。市としても中心市街地は顔であるので、顔に相応しい街づくり、統一感を持たせたまちづくりという事で、大谷石を活用したファサード整備についての補助も行っている。要望については県に確認を取るとともに、これからも皆様方の特に地元の方からのご意見をいただきながら、様々な政策を展開していきたいと思う。一度県からお話しをいただいた後、その報告をする傍ら、ぜひ地元で考えるまちづくりについてもご意見、ご要望とも含めてお話しをいただければと思う。

発 言 7	禁煙地域の設定について
--------------	--------------------

私の地区は月曜日と木曜日がゴミを出す日になっている。毎朝、月曜日と木曜日は道路掃除もやっているのだが、煙草の吸殻が結構たくさん落ちている。煙草はガンになる要因第1位だそうで、煙草を吸っている人と吸わない人の平均寿命は10年差があるそうである。煙草は非常に健康に害だという事で、地域によっては禁煙地域を設定して煙草を吸わない地域もあるようなので、宇都宮市においても検討していただきたい。

回 答	所管課：健康増進課
------------	------------------

【市長】

健康増進法により、煙草を吸わない人を守る一方で、煙草を吸われる愛煙家の方は大変肩身の狭い思いをしていると思う。

市ではある一定の区間、特に大通り、中心市街地に関しては、路上喫煙によるやけど等の被害を防止することを目的に「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」を作り、違反した場合は2千円の罰金を取るという禁止措置を取っている。もちろん煙草を吸える場所も作っているが、ここまで発展をさせるとなると地元の方々の大きなご理解が無くてはならない。まずは地元の中で、その様な取り組みを行っていただくとうありがたい。まずはそういう試みを地元でやっていただければと思う。